

CASBEE 評価員登録制度要綱

(目的)

第1条 本要綱は、一般財団法人住宅・建築SDGs推進センター（以下、「財団」という。）が行う建築環境総合性能評価システム（以下、「CASBEE」という。）の評価を正しく実施できる専門技術者である「CASBEE評価員」（以下、単に「評価員」という。）の養成、登録および業務に関する事項を定めるものである。

(評価員)

第2条 評価員は、財団が実施する講習及び試験を受け、試験の結果について財団が定める合否の決定プロセスに基づき合格と判定されたうえで、財団が指定する方法により評価員登録の申請をして登録者名簿に登録された者とし、次の各号に掲げる区分を設けるものとする。

- 一 CASBEE戸建評価員（以下、「戸建評価員」という。）
- 二 CASBEE建築評価員（以下、「建築評価員」という。）
- 三 CASBEE不動産評価員（以下、「不動産評価員」という。）
- 四 CASBEEウェルネスオフィス評価員（以下、「ウェルネスオフィス評価員」という。）

(評価員の業務)

第3条 評価員は、別に定める「建築環境総合性能評価認証制度要綱」にて定義する評価ツールを用いた評価結果を第三者に公開するときは、これを作成するものとする。評価員の区分により作成するツールについては、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- 一 戸建評価員 CASBEE-戸建（新築）、CASBEE-戸建（既存）、CASBEE-住戸ユニット（新築）
 - 二 建築評価員 CASBEE-建築（新築）、CASBEE-建築（既存）、CASBEE-建築（改修）、CASBEE-住戸ユニット（新築）、CASBEE-インテリアスペース、CASBEE-短期使用、CASBEE-HI(ヒートアイランド)
 - 三 不動産評価員 CASBEE-不動産
 - 四 ウェルネスオフィス評価員 CASBEE-ウェルネスオフィス
- 2 評価員は、別に定める「建築環境総合性能評価認証制度要綱」における申請時に添付するCASBEE評価ツールを用いた評価結果について、これを作成しなければならない。

(講習及び試験)

第4条 財団は、評価員の育成を目的とした「CASBEE評価員養成講習」（以下、「講習」という。）及び評価員としての適格性を確認することを目的とした「CASBEE評価員試験」（以下、「試験」という。）を実施する。講習及び試験は、次の各号に掲げる評価員の区分により、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 戸建評価員 CASBEE戸建評価員養成講習、CASBEE戸建評価員試験
- 二 建築評価員 CASBEE建築評価員養成講習、CASBEE建築評価員試験

- 三 不動産評価員 CASBEE不動産評価員養成講習、CASBEE不動産評価員試験
 - 四 ウェルネスオフィス評価員 CASBEEウェルネスオフィス評価員養成講習、CASBEEウェルネスオフィス評価員試験
- 2 前項各号に掲げる各区分の講習については、受講資格を設けない。
- 3 第1項各号に掲げる各区分の試験の受験資格については、次の各号のとおりとする。
- 一 CASBEE 戸建評価員試験 建築士法(昭和25年法律第202号)における一級建築士、二級建築士又は木造建築士であり、かつ、CASBEE 戸建評価員講習を修了した者。
 - 二 CASBEE 建築評価員試験 建築士法における一級建築士であり、かつ、CASBEE 建築評価員講習を修了した者。
 - 三 CASBEE 不動産評価員試験 CASBEE 不動産評価員講習を修了した者。
 - 四 CASBEE ウェルネスオフィス評価員試験 CASBEE ウェルネスオフィス評価員講習を修了した者。
 - 五 前各号の「講習を修了した者」とは、それぞれの試験に該当する講習について、受験の年度に実施するもの若しくはその前年度に実施されたものを修了した者とする。
- 4 既に建築評価員の登録をした者が、第1項に規定する講習(建築を除く)を修了したときは、修了した講習について同項で規定する試験を免除して当該評価員の登録の申請ができるものとする。(以下、総称して「試験免除者」という。)

(試験の合否決定等)

- 第5条 第2条の試験結果の合否決定プロセスについては、別に定める「CASBEE 評価員試験部会設置規程」における試験部会で審議し、その審議結果を別に定める「CASBEE 評価員養成委員会設置規程」における養成委員会等の議決をもって、合否決定するものとする。
- 2 財団は、前項の合否決定について財団のホームページ等で公表するものとする。
- 3 財団は、その他講習及び試験の実施にあたり、試験部会及び養成委員会等の審議を経るものとする。

(登録の申請)

- 第6条 第4条第1項各号の試験に合格した者で、評価員の登録をする者は、財団が指定する期間内に財団が指定する方法により登録の申請をしなければならない。なお、指定の期間内に申請をしなかったときは、試験合格の日が属する年度の末日をもって、試験合格が失効し、登録を受ける資格を喪失するものとする。
- 2 財団は、登録の申請を受理したときは審査のうえ、登録を行う。
- 3 財団は、前項で登録した申請をした者に対して、評価員登録証明書(登録カード・様式1)を交付する。
- 4 試験免除者による登録の申請については、第1項、第2項の規定によらず財団が別途指定するものとし、第3項の規定は準用する。

(登録の有効期間)

- 第7条 登録の有効期間は、試験合格の日(試験免除者は、修了した講習の講習期間終了日)から起算して5年を経過した日の属する年度の末日までとする。

(名 簿)

第8条 財団は、評価員に関する次の事項について、CASBEE 評価員登録者名簿に登録するものとする。

- 一 氏 名
- 二 生年月日
- 三 評価員の種類
- 四 登録番号
- 五 登録年月日
- 六 有効期限
- 七 建築士の登録番号及び取得年月日（戸建評価員、建築評価員のみ）
- 八 自宅の郵便番号、住所及び電話番号
- 九 その他必要に応じてメールアドレス、勤務先の所在地・電話番号など

(公 表)

第9条 財団は、評価員に関する次の事項について、財団のホームページ等で公表するものとする。

- 一 登録番号
- 二 氏 名
- 三 勤務先（又は自宅）の所在する都道府県名
- 四 その他財団が別途定める事項で、評価員の希望により掲載する事項

(登録番号)

第10条 登録番号は、一連番号の数字に資格の登録有効期間の満了する年を示す西暦下2桁の数字を組み合わせたものとする。

例；建築評価員で、有効期間が2028年3月末日までの場合

0 0 0 0 1 - 2 8

一連番号	有効期間の最終年の下2桁

注：登録番号の頭は、戸建評価員の場合は「戸ー」、不動産評価員の場合は「ふー」、
ウェルネスオフィス評価員の場合は「ウー」と表示する。

2 登録の更新をした時の登録番号については、一連番号は更新前のものと同一とする。

(登録の更新)

第11条 評価員で登録の有効期間満了後も引続き登録を希望する者（以下、「更新希望者」という。）は、有効期間満了日までに有効期間の延長をする登録の更新を行わなければならない。

2 更新希望者は、財団が指定する方法で、財団が指定する期間内に申請をし、登録の更新を受けるものとする。登録の更新にあたり、第6条第2項及び第3項の規定を準用する。

3 更新後の登録の有効期間は、登録の更新を受けた日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日までとする。

- 4 更新希望者が第2項に規定する登録の更新を行わなかったときは、有効期間の満了日の翌日から登録が失効となり、評価員業務を行えないものとする。但し、登録の有効期間の満了日が属する年度の翌年度の末日まで（以下、「更新猶予期間」という。）に登録の更新を行うことにより、登録の失効が解除され、評価員業務を行えるものとする。この場合の更新後の登録の有効期間は、登録が失効した日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日までとする。

（複数登録の更新）

- 第12条 更新希望者が、第3条第2項各号に掲げる評価員の区分について2以上を登録している場合は、前条第2項に規定する登録の更新をする時に、登録の有効期間内にある全ての登録を対象に更新を同時に行う登録を選択して更新することができるものとする。
- 2 前項の規定において同時に更新を行った全ての登録の更新後の有効期間は、第7条の規定にかかわらず、登録の更新を受けた日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日までとする。なお、同時に更新する対象としなかった登録の有効期間については、その登録をした時のままとする。
- 3 複数登録の更新希望者で、更新猶予期間中の登録が1つ以上あるときは、当該登録については第1項の登録を同時に行う対象とすることはできず、単独で前条第4項に規定する登録の更新を受けなければならないものとする。また、更新猶予期間中の扱いについては、前条第4項の規定のとおりとする。

（登録事項の変更）

- 第13条 評価員は、第8条各号（第三号から第六号を除く）の登録事項に変更又は訂正の必要が生じた場合には、速やかにその内容を財団に届け出なければならない。
- 2 財団は、前項の届出があったときは、登録者名簿の訂正を行い、前条に定める公表事項に変更がある場合においては、掲載事項の訂正を行う。
- 3 財団は、評価員が第1項の届出をしていないと明らかに判断できる場合は、第9条第1項第四号に掲げる事項に限り、前項の規定を適用して訂正を行えるものとする。

（登録カードの再交付）

- 第14条 評価員は、財団から交付を受けた登録カード（評価員登録証明書）を汚損又は紛失したとき、もしくは前条の規程による届出をしたときは、登録カードの再交付を受けることができる。
- 2 評価員は、前項の再交付を受ける場合は、財団が定める方法で申請し、財団が別に定める手数料を納めなければならない。

（登録の抹消）

- 第15条 財団は、評価員が次の各号に掲げる事由に該当する場合においては、速やかに、当該評価員の登録を抹消する。
- 一 評価員から、評価員登録抹消の申請書が提出されたとき。
 - 二 第11条第4項に規定する更新猶予期間中に登録の更新の申請がなかったとき。
 - 三 評価員が恣意的な評価を行うなど業務に関し不誠実な行為を行ったとき。

四 評価員が死亡したことを財団が知ったとき。

2 前項第三号により登録を抹消する場合は、評価員養成委員会の議を経なければならない。

(評価員の責務)

第16条 評価員は、CASBEEに関する業務を誠実に行うとともに、建築物の質の向上および環境配慮に努めなければならない。

2 評価員は、CASBEEに関する業務を業として行う場合には、財団に登録された評価員であることを明示するとともに、評価結果に氏名及び登録番号を記載しなければならない。

3 評価員は、業務上知り得た非公開情報を漏らしてはならない。

(受講、受験、登録料)

第17条 講習、試験、登録及び登録更新を受けようとする者は、その費用として財団が指定する金額を申込時に財団に納めなければならない。

2 納入された受講料、受験料、登録料及び登録更新料は返戻しない。

(必要十分な能力を有していると認めた者の評価員登録)

第18条 財団は、評価員として必要な能力を十分有していると認めた者については、別に定める「CASBEE評価員試験部会設置規程」における試験部会の意見を聞いた上で、第6条第1項の規定によらず、評価員登録を行うことができるものとし、登録の有効期間は、登録を行った日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日までとする。

(評価員養成認定講習)

第19条 財団は、財団以外の法人が開催する講習会（試験を含む）をCASBEE評価員認定講習（以下、認定講習）に指定することができる。認定講習を修了し、試験に合格した者は財団の同区分修了者と同等に取扱う。

2 認定講習を開催しようとする者（以下「申請者」という。）は、財団に様式2により、認定の申請を行わなければならない。

3 認定をした場合は、財団は様式3により、申請者に通知する。

4 認定の要件は、次の各号によるものとする。

一 主催者は法人であること。

二 財団が行う講習試験と同等の内容の実施が可能なこと

三 CASBEE評価員制度の趣旨に合致した運営が行えること

5 財団は、認定した講習が、本規程の定め反することが判明したときは、認定を取り消すことができる。

6 申請者は認定講習終了後に実施概要を様式4により、財団に報告しなければならない。

附 則

この要綱は、平成16年6月15日から施行する。

附 則

- 1 この規程の一部改正は、平成19年4月1日から適用する。
- 2 改正前の要綱に基づき登録された「CASBEE評価員」は「CASBEE建築評価員」と見なすものとする。

附 則

この規程の一部改正は、平成21年2月1日から適用する。

附 則

この規程の一部改正は、平成24年4月11日から適用する。

附 則

この規程の一部改正は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程の一部改正は、平成28年6月6日から適用する。
- 2 この改正以前に、財団によるCASBEE不動産評価員登録制度要綱によって登録されていたCASBEE不動産評価員は、「CASBEE不動産評価員」とみなすものとする。

附 則

この規程の一部改正は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この規程の一部改正は、令和7年6月20日から適用する。

CASBEE[®]評価員登録証明書

Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency

氏 名 ○○ ○○

生 年 月 日 ((西暦)年 月 日)

建 築 評 価 員 登録番号 (00001-08)

登録年月日 ((西暦)年 月 日) 有効期限 ((西暦)年 月 日)

戸 建 評 価 員 登録番号 (戸00000-00)

登録年月日 ((西暦)年 月 日) 有効期限 ((西暦)年 月 日)

不 動 産 評 価 員 登録番号 (ふ000000-00)

登録年月日 ((西暦)年 月 日) 有効期限 ((西暦)年 月 日)

ウエルネスオフィス評価員 登録番号 (ウ000000-00)

登録年月日 ((西暦)年 月 日) 有効期限 ((西暦)年 月 日)

交付日 年 月 日

一般財団法人 住宅・建築SDGs推進センター

証明事項

本証明書に記載の者はCASBEE評価員登録制度要綱第7条第5項に基づきCASBEE評価員として当財団に登録された者であることを証明します。

—注意事項—

- 1 本証は第三者に譲渡または貸与することはできません。
- 2 関係機関等の職員から「証明書」の提示を求められたときは本証を提示して下さい。

(様式 2)

令和 年 月 日

一般財団法人 住宅・建築SDGs推進センター
理事長 殿

主催者
住 所

氏 名

CASBEE 建築評価員養成認定講習申請書

CASBEE評価員制度要綱第19条に基づき下記講習の認定を申請します。

1. 開催日時
2. 開催場所

添付資料 ①実施計画書 ②会社概要（自治体主催の場合省略可）

(様式 3)

令和 年 月 日

CASBEE 建築評価員養成認定講習 認定書

殿

CASBEE 評価員制度要綱第 19 条に基づき下記講習を CASBEE 建築評価員養成認定講習と認めます。

- ・ 開催名称
- ・ 開催日時
- ・ 開催場所

一般財団法人 住宅・建築SDGs推進センター

(様式 4)

令和 年 月 日

一般財団法人 住宅・建築SDGs推進センター
理事長 殿

主催者
住 所

氏 名

CASBEE 建築評価員養成認定講習報告書

CASBEE評価員制度要綱第19条に基づき下記の通りCASBEE評価員養成認定講習を実施しましたので報告します。

- ・開催名称
- ・開催日時
- ・開催場所
- ・合格者数

添付資料 ①実施報告書 ②合格者名簿 ③講習時写真（講師の顔が判別可能なもの）
